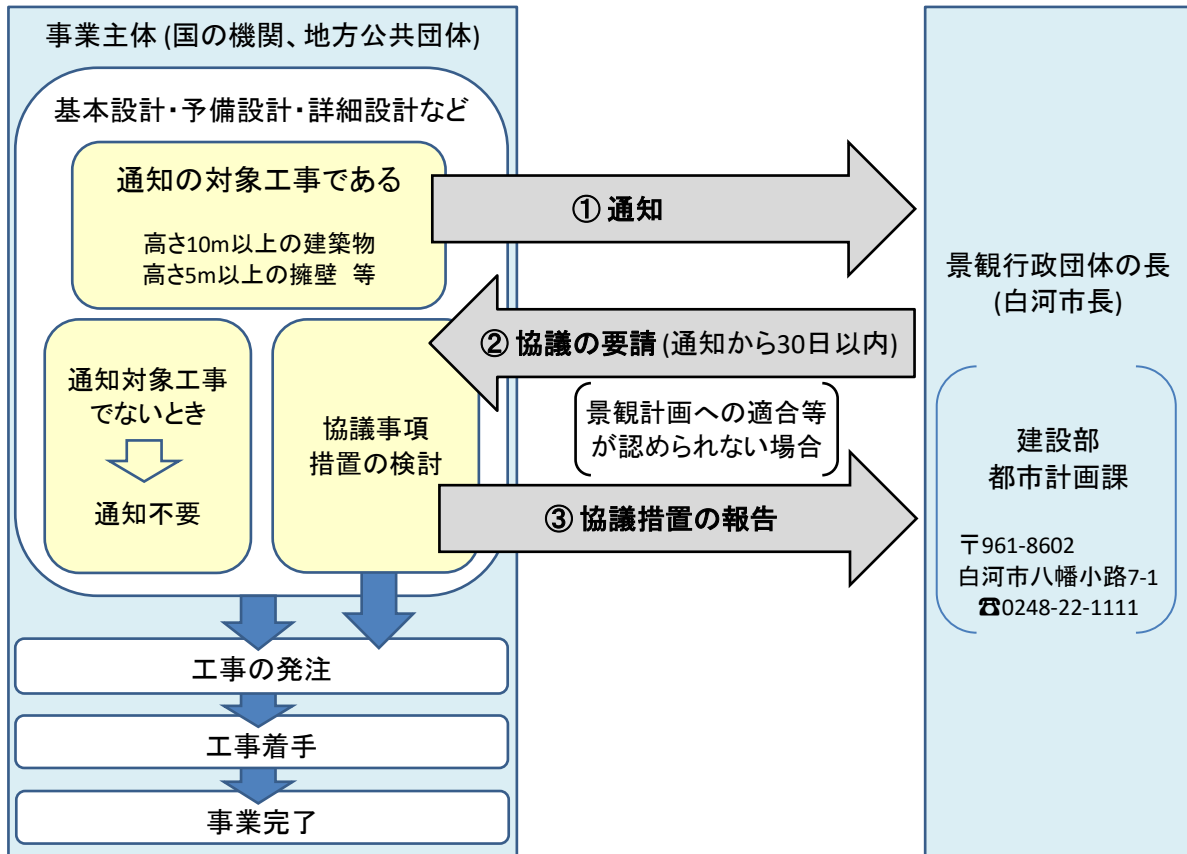


景観法に基づく公共事業に係る通知取扱いの概要

市の景観計画区域内において、国の機関又は地方公共団体が公共事業を実施する際には、景観法第16条第5項の規定に基づき、景観行政団体の長（市長）への通知が必要となります。



① 通知

- (1) 通知の必要な区域(要領第1条)** 白河市全域
- (2) 通知の対象(要領第2条)** 通知の対象行為(別表第1)のとおり
通知の対象となる行為のイメージ(別表)を参照してください。
- (3) 通知内容(要領第3条)** 第1号様式、位置図及び添付図書(別表第3)
※事業主体が自ら景観検討(環境影響評価、環境配慮計画、公共事業における景観検討の基本方針、景観審査要綱など)を行い、これが確認できる資料の添付により、添付図書を省略することができます。
- (4) 通知の単位及び通知先(要領第3条)**
国の機関及び地方公共協団体の単位(白河市は別に定める単位)で通知書を作成のうえ、工事着手前に通知してください。
通知の範囲は、事業区間や工区単位など必要な範囲とし、一度通知した行為については、次年度以降の通知は必要ありません。
ただし、通知内容を変更することにより景観への影響が著しく変化する場合は変更の通知が必要です。
なお、年度途中に設計及び工事に着手となる行為についても、適宜通知を行ってください。
- (5) 通知の適用除外(要領第6条)**
適用除外とする行為(別表第2) 災害復旧に必要な応急的な行為など

② 協議の要請

白河市景観計画への適合や配慮が確認できない場合は、協議を要請することがあります。

③ 協議措置の報告

協議の要請があった場合は、協議措置の報告をお願いします。